

潮来市分別収集計画

平成 22 年 7 月

潮 来 市

潮来市分別収集計画

平成 22 年 7 月 1 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。

このような状況下、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化とともに資源の有効活用が図られ、最終処分場の延命化及び循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	2104 t				

【内 訳】

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール缶	252	252	252	252	252
アルミ缶	82	82	82	82	82
無色びん	77	77	77	77	77
茶びん	177	177	177	177	177
その他のびん	14	14	14	14	14
紙パック	57	57	57	57	57
段ボール	226	226	226	226	226
その他紙製容器包装	545	545	545	545	545
ペットボトル	121	121	121	121	121
その他プラ製容器包装	553	553	553	553	553
計	2104	2104	2104	2104	2104

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、地区説明会等を実施し、市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握するとともに意識の高揚を図る。

また、潮来市廃棄物減量等推進協議会においてリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装協力店指定制度や優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、クリーンセンターが有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	資源ごみ 缶						
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス容器</td> </tr> </table>	┌───┐	無色のガラス容器	├───┤	茶色のガラス容器	└───┘	その他のガラス容器	資源ごみ ガラスびん
┌───┐	無色のガラス容器						
├───┤	茶色のガラス容器						
└───┘	その他のガラス容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	資源ごみ 飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器包装	資源ごみ 段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ 飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ ペットボトル以外のプラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	232t									
主としてアルミ製の容器	61t									
無色のガラス製容器	(合計) 24t									
	(引渡) 24t	(独自) 0t								
茶色のガラス製容器	(合計) 57t									
	(引渡) 57t	(独自) 0t								
その他のガラス製容器	(合計) 9t									
	(引渡) 9t	(独自) 0t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2t									
主として段ボール製の容器	151t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3t									
	(引渡) 0t	(独自) 3t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 104t									
	(引渡) 35t	(独自) 69t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 499t									
	(引渡) 444t	(独自) 55t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{平成21年度の分別基準適合物等の収集実績量} \times \text{人口変動率}$$

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
35,208人 (対前年度比)	35,206人 (対前年度比)	35,205人 (対前年度比)	35,205人 (対前年度比)	35,203人 (対前年度比)
99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%

※ 人口値は、潮来市一般廃棄物収集基本計画（平成18年2月策定）で設定した計画収集（修正）人口を使用しました。計画収集（修正）人口は、将来人口に観光人口換算値を加算したものです。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集及び処理主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	アルミ	資源ごみ (缶類)	市による 定期回収	施設選別、市による保管
	スチール			
びん	無色ガラス	資源ごみ (びん類)	市による 定期回収	施設選別、市による保管
	茶ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	資源ごみ(紙パック)	市による 定期回収	市による保管
	段ボール	資源ごみ(段ボール)		
	その他紙製容器	資源ごみ(雑紙)		
プラスチック	PETボトル	資源ごみ(PETボトル)	市による 定期回収	施設選別で圧縮・梱包、一部自区内処理
	その他プラ	資源ごみ(その他プラ)		

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装リサイクル法における分別収集の実施を見据え、平成12年3月にリサイクルセンターを整備した。

分別収集の用に供する施設

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	中間処理	備考
缶	アルミ	資源ごみ (缶類)	市指定袋	施設における 選別・圧縮	市による 分別収集
	スチール				
びん	無色ガラス	資源ごみ (びん類)	市指定袋	施設における 選別	市による 分別収集
	茶ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	資源ごみ(紙パック)	なし	なし	市による 分別収集
	段ボール	資源ごみ(段ボール)	十文字に 結束する		
	その他紙製 容器	資源ごみ(雑紙)			
プラス チック	PETボトル	資源ごみ(PETボトル)	市指定袋	施設における 選別・圧縮	市による 分別収集
	その他プラ	資源ごみ(その他プラ)	市指定袋	民間施設	

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者、行政からなる廃棄物減量等推進協議会により、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入し、各自治会に1人ずつ配置する。
- ・自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。